2026年度　村井シークス財団

標記財団からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、募集要項等で詳細を確認してください。

応募資格	(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。 対象(抜粋)：東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国の国籍を有する大学生・大学院生 対象国：インドネシア・カンボジア・シンガポール・タイ・東ティモール・フィリピン・ブルネイ・ベトナム・マレーシア・ミャンマー・ラオス 返済不要の給付型奨学金は重複受給不可 (2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。 (3) 応募当該年度において休学、原級、在籍原級、留籍をしていないこと。また、応募する奨学金の受給年度において休学、原級、在籍原級、留籍の見込みがないこと。秋学期に募集するもので、秋学期に復学した者は応募可。また休学による原級は認めることがあるので、事前に事務室に確認すること。 (4) 応募当該年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。 (5) 通算のGPA(成績通知書に記載されたGPA)が、学部生で2.7以上、大学院生で3.5以上（会計専門職研究科学生のみ2.5以上）であること。ただし新入生でGPAが算出できない場合、GPAの要件はありません。
推薦者数	**若干名**
学内締切 **（厳守）**	**2026年4月10日（金）17：00** 事務室への提出（郵送不可）を上記期限までに行ってください。 ※財団の「募集要項」に記載された応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。
提出書類	募集要項に記載された応募書類のうち、以下の**8点を提出先に提出**してください。 (1) 応募申請書（様式１） (2) 奨学金を申請する理由書（様式2） (3) 履歴書（様式３）※写真は印刷で構いません。 (4) 誓約書（様式４） (5) 推薦書　※ご自身で担当教授などの先生に推薦書の作成を依頼してください　※書式自由 (6) 成績通知表(明治大学教務システムからダウンロードした最新のもの) (7) 在留カードの写し　※裏面に記載事項がなくても、表と裏の両面のコピーを提出してください。 (8) 奨学金振込口座　預金通帳写し（日本の銀行名・支店名・口座番号・名義人） **【学内選考の結果、財団への推薦が決定した場合に提出する書類】** ①明治大学の在学証明書 ②エクセルデータ **提出期日などは、学内選考通過者に案内しますので、速やかに提出できるように準備してください。**
提出先	**国際教育事務室(駿河台/和泉/生田)**または **中野教育研究支援事務室**
注意事項	(1) 応募に際しては必ず、財団の「募集・推薦要項」で詳細を確認してください。 (2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。 (3) 志願者本人以外が、代理で応募書類を提出することは認めません。 (4) 一度提出された書類は返却しません。 (5) 修正液や二重線による修正は一切行わないでください。 (6) 不明な点がある場合には、国際教育事務室（isupport@meiji.ac.jp）へ問い合わせることとし、直接、当該財団に問い合わせないでください。 (7) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。
個人情報の取り扱いについて	明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。
お問い合わせ	〒101-8301　東京都千代田区神田駿河台1-1　明治大学　国際教育事務室 財団奨学金担当（03-3296-4488）isupport@meiji.ac.jp

一般財団法人 村井シークス財団

２０２６年度　奨学生募集要項「”ASEAN から日本”の留学生向け」

１、趣旨

一般財団法人 村井シークス財団（以下、本法人という）は、日本と ASEAN 地域において、自由な気風と湧き上がる好奇心を持つ有望な若手人材を育成し、将来性のある分野に携わり、世界的なリーダーとして活躍できるよう支援することで、わが国および世界中の経済、産業ならびに文化の発展に寄与することを目的とします。

２、特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

（１） 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。

（２） 世帯年収の制限はありません。奨学生の有意義な未来への投資としてお使いください。

（３） 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

（４） 他の奨学金との併用

貸与型奨学金：併用可

返済不要の給付型奨学金：併用不可（ただし、海外留学支援の奨学金は併用可）

大学内の授業料減免制度やそれに準ずる少額の奨学金制度：併用可

３、奨学生の応募資格

（１） ASEAN 加盟国（※）の国籍を有し、在留資格「留学」を有する大学生または大学院生

※ASEAN 加盟国とは、以下のとおり。（五十音順）

・インドネシア
・カンボジア
・シンガポール
・タイ
・東ティモール
・フィリピン
・ブルネイ
・ベトナム
・マレーシア
・ミャンマー
・ラオス

（２） 向学心に富み、学業優秀であり、かつ、品行方正であるもの。

（３） 国際親善に理解を持ち、貢献を期するもの。

（４） 日本語または英語（＊）でレポートが可能なこと。

（５） チャレンジ精神が旺盛で国際感覚をもつもの。

（６） 財団の活動に積極的に参加し、協力するもの。

４、採用人員

最大 40 名（ASEAN から日本、日本から ASEAN、両奨学生の合計数）

５、奨学金の額と給与の方法

（１） 給与金額

月額 10 万円

（２） 給与期間

奨学生に採用した年度の１年間を基本とし、更新は２回を限度とします。

但し、各学年の進級時に応募資格に沿ってレポート提出による適正審査を行い、継続の可否を決定します。

（３） 給与の方法

6 月（4～6 月）、9 月（7～9 月）、12 月（10～12 月）及び 3 月（1～3 月）に各 3 か月分を本人名義の日本国内の銀行等の預金口座に送金するので、受領後 3 日以内に財団へメールで受領の連絡をすること）

振込日は対象月の 25 日（金融機関が休みの場合は前営業日）を基本とします。

６、奨学金の休止、停止または廃止事由

（１） 退学したとき。

（２） 奨学生が休学し、または長期に渡って欠席したとき。

上記に該当した場合、奨学金の支給を休止しますが、復学後の奨学金の支給については、大学や本人との話し合い後に判断致します。

（３） 奨学生が留年したとき、または卒業延期となったとき。

（４） 在学校で処分を受け、学籍を失ったとき

（５） 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。

（６） 学業成績または性行が不良となったとき。

（７） 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

（８） 本法人が指定する義務を怠ったとき。(奨学生の義務　９－（１）も含む)

（９） その他奨学生として適当でない理由が生じたとき。

(１０) 交換留学で海外（日本以外）へ行かれる場合は奨学金を休止します。（＊）

７、手続

（１） 提出書類

① 在学する学校の担当教官の推薦書（学校所定の用紙）

② 在学する学校の学業成績証明書

③ 在留カードの写し

④ 奨学金を申請する理由書

⑤ 本人の履歴書

⑥ 誓約書

⑦ 奨学金振込口座　預金通帳写し（日本の銀行名・支店名・口座番号・名義人）

（２） 提出方法

本人が書類を揃えて、大学事務局を通じて本法人宛てに Web 申請による

（３） 提出期限

2026 年 4 月 20 日（月）

（４） 提出先（連絡先）

〒541-0051

大阪市中央区備後町一丁目４番９号

一般財団法人　村井シークス財団　事務局

TEL：06-6266-6411

E-mail：MS-zaidan@siix-global.com

８、奨学生の決定

（１） 奨学生の決定は、本法人の選考委員会の選考を経て理事会が行い、その結果を本人に通知します。

（２） 選考の経過および決定の理由は公表しません。

（３） お送りいただいた書類は返却いたしません。

９、奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

（１） 当法人からの問い合わせや、回答要請、レポートなどの提出を求められた場合、遅滞なく対応すること。（遅延が頻発する場合は奨学金の給付を停止する）

（２）下記の場合、当法人へ届け出ること

① 休学するとき

② 復学するとき

③ 大学より停学処分を受けたとき

④ 退学するとき

⑤ 最短修業年限で卒業できないことが確定したとき

⑥ 他の大学や学部に編入することが決まったとき

⑦ 当法人の奨学金受給を辞退するとき

⑧ 他の給付型奨学金を受給することが決まったとき

⑨ 当法人に登録した情報等に変更があったとき

１０、個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用しません。

以上